

## 日本経済政策学会 学会賞選考規定

平成 17 年 5 月 27 日 常務理事会決定

平成 27 年 5 月 29 日 常務理事会改正

- 第 1 条 日本経済政策学会学会賞の選考はこの規定により行う。
- 第 2 条 当該年度の『経済政策ジャーナル』または *International Journal of Economic Policy Studies* において採択され、各編集委員会により推薦された研究論文を選考対象とする。
- 第 3 条 授賞対象とする研究論文は、原則として、学術賞、研究奨励賞それぞれ毎年 2 件とする。
- 第 4 条 学会賞の選考は、学会賞選考委員会が行う。
1. 選考委員会委員および選考委員会委員長は、常務理事会の推薦に基づき、会長が任命する。委員及び委員長の任期は原則として 3 年とし、再任はこれを妨げない。
  2. 選考委員会における審査・選考等の経緯は、非公開とする。
  3. 選考委員会は、選考理由を付した選考結果を常務理事会に提案するものとする。
  4. 授賞論文は、前項の選考委員会の提案に基づき常務理事会が決定する。
  5. 授賞論文の決定の後、授賞に特別の支障があることが判明したときは、常務理事会は選考委員会の承認を得て、その決定を無効にすることができる。
- 附 則 この規定は、平成 17 年 5 月 27 日から施行する。
- 附 則 この改正後の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。